

(自然公園法)論点別委員意見の整理と対応の方向性

<論点1> 優良事例と認められる施設の許可基準及び審査要件（どのような立地や設計であれば容認するか）の考え方や工夫の更なる明確化についての考え方

論点	第1回検討会委員意見（★はヒアリングでの意見）	対応の方向性
<p>－公益性が高いと認められる優良事例の要件として変更又は追加が必要な項目はあるか。また、個別要件の解釈又は許可基準（自然公園法施行規則）の解釈で明確化が必要な事項はあるか。</p>	<p>■優良事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良事例の明確化により規制強化とならないようにすべき。むしろ許可できないものを明確化した方がよい。（安川委員） 優良事例の要件の変更や明確化によって各地域に実情に応じた許可ができなくなるおそれがあり、現在の要件を変更する必要はないのではないか。（濱田委員）★ 地域の合意形成に必要な構成員や合意の程度は地域によって異なるため一概に基準化できない。（齋藤委員・濱田委員）★ 	<ul style="list-style-type: none"> 合意形成をはじめとした優良事例の要件や国立・国定公園内における地熱開発に求められる許可基準は、地熱資源の賦存状況、関係者の理解、風致景観や自然環境など地域の特性によって異なるため、その要件や基準を現状以上に明確化し、画一的なものとはせず、容認されうる又はされえない「事例」として挙げるのが適当ではないか。
<p>－調査～開発の各段階で必要な優良事例の要件や書類について明確化が必要な事項はあるか。</p>	<p>■風致景観への配慮方法・審査基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査担当官の主観によらないよう客観的な基準とすべき。既に自然公園内で環境配慮や地域合意形成の実績のある事例をモデルとして、横展開していくことが適当。（安川委員） 課題を最小限にする事に加え、シカ対策など公園内の生物多様性を積極的に保全していくことを盛り込んだものがふさわしい。（星野委員） 山頂や登山道から少しでも見えると影響が大きく、掘削や発電所設置が認められないということを改めるべき。（濱田委員） 	<ul style="list-style-type: none"> このため、既存の優良事例（要件をどのように満たしたかを現在確認中）や、景観配慮のマニュアル等を参考にして、現在の地熱通知に付属している「通知の解説」に加えるべき事例や知見があれば補充してはどうか。¹
<p>－風致景観への配慮方法について、既存の優良事例等での実績を基に解釈通知等に例示できる事項はあるか。</p>		

(自然公園法)論点別委員意見の整理と対応の方向性

<論点1> 優良事例と認められる施設の許可基準及び審査要件（どのような立地や設計であれば容認するかの方考え方や工夫）の更なる明確化についての考え方

論点	第1回検討会委員意見（★はヒアリングでの意見）	対応の方向性
<p>－公益性が高いと認められる優良事例の要件として変更又は追加が必要な項目はあるか。また、個別要件の解釈又は許可基準（自然公園法施行規則）の解釈で明確化が必要な事項はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 許可できない事案の基準整理よりも、どのように工夫すれば許可が可能であるかの事例を示していく必要がある。（濱田委員）★ 各地域ごとに望ましい立地や景観配慮は異なる事が考えられるため、専門家を入れた協議会などで審査していくことが対応案として考えられる。（齋藤委員）★ 景観に関しては、視覚化ツールを使って広域から敷地レベルまでの検討を行うことも可能である。地熱解釈通知は景観配慮の工夫の考え方について明確化が必要な点（参考資料参照）がいくつかある（齋藤委員）★ 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の優良事例（要件をどのように満たしたかを確認中）や、景観配慮のマニュアル等を参考にして、現在の地熱通知に付属している「通知の解説」に加えるべき事例や知見があれば補充してはどうか。
<p>－調査～開発の各段階で必要な優良事例の要件や書類について明確化が必要な事項はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在改訂中のNEDO作成の「自然環境・風致景観配慮マニュアル（通称：エコランマニュアル）は参考になる。（齋藤委員・浅沼委員）★ 	
<p>－風致景観への配慮方法について、既存の優良事例等での実績を基に解釈通知等に例示できる事項はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然風景地の構成要素である森林を主体とする自然景観の広がりともままりが評価されている場合については、スカイラインや2次、3次スカイラインから下方向にさがるほど影響は少ないし、開発行為が無いか見えないことで影響は無くなる。（齋藤委員）★ 最近の優良事例における発電施設の立地等の配慮事例が参考になる。うまくいかなかった事例の分析も本来は必要。（安川委員）★ 	<p style="text-align: right;">2</p>

(自然公園法)論点別委員意見の整理と対応の方向性

<論点2> 傾斜掘削が地表（噴気帯や地獄現象等）に影響を与えないかどうかの確認方法及び審査の効率化方法についての考え方

論点	第1回検討会委員意見（★はヒアリングでの意見）	対応の方向性
<p>－公園区域外又は普通地域から第2種・第3種特別地域の地下部への傾斜をする場合であって掘削面積が僅少な場合等、当該地域への影響が軽微と考えられるものについては、許可手続を一層迅速に進める事が考えられるが、傾斜掘削が地表（噴気帯や地獄現象等）に影響を与えない軽微又は僅少なものであるかについて、どのように判断できるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地表への硫化水素の噴気による環境影響については、NEDOの流動シミュレーションや可搬式検出システムというものがあるので、数値で示すことが可能。（浅沼委員） • 傾斜掘削による地表の自然景観（噴気帯や地獄現象等）への影響については、地熱発電に用いる地熱貯留層は噴気帯や地獄現象等をもたらす層よりも相当深いため、影響は軽微と考えられるが、そこに至る坑井が損壊すると地表に影響が生じる可能性があるため、坑井の構造安全基準に則って審査することや建設後も定期的な検査を行うこととすることで、効率化が図れるのではないか。「地熱井掘削における自主保安指針」が参考になる。（浅沼委員）★ 	<ul style="list-style-type: none"> • 傾斜掘削による地表の自然景観（噴気帯や地獄現象等）への影響については、地熱発電に用いる地熱貯留層は噴気帯や地獄現象等をもたらす層よりも相当深いため、影響は軽微と考えられる。しかし、そこに至る坑井が損壊すると地表に影響が生じる可能性があるため、坑井の構造安全基準に則って審査することや建設後も定期的な検査を行うことを許可条件とすることで、事故防止と審査の効率化が図れるのではないか。
<p>－第1種特別地域への傾斜掘削についても地表（噴気帯や地獄現象等）への影響を与えない軽微又は僅少なものであるかについて、どのように判断できるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第1種特別地域というだけで傾斜掘削ができなくなるように、記載方法に留意すべき。（安川委員）★ 	

(自然公園法)論点別委員意見の整理と対応の方向性

<論点3> 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」における第2種・第3種特別地域における地熱開発（第2種・第3種特別地域）の基本的考え方

論点	第1回検討会委員意見（★はヒアリングでの意見）	対応の方向性
<p>－第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載について、過去2回の規制緩和後の優良事例の形成状況や自然環境・景観保全との両立の観点を踏まえ、自然環境保全にも配慮した公益性の高い優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう基本的な考え方について変更することが可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2種・第3種地域については、「原則」と「例外」を逆にし、自然景観等への配慮がなされ、影響が少ないと認められるものは原則容認するという表現に改めるべき。（濱田委員） 第2種・第3種地域の民有地については、原則容認することとし、むしろそれに該当できないものを例示すべき。（安川委員） 国立公園というものは自然保護を優先すべき地域という原則は堅持すべき。また、地産地消のエネルギー利用に重点を置くべき。（吉田委員） 第2種・第3種地域でも生態系が非常に重要なところもあるので、簡単に決められない。（交告委員） 第2種・第3種地域でも希少な植生はかなりあるので、基本的な考え方は変えない方がよい。（星野委員） 地熱開発の加速化には地熱開発事業者と自然公園関係者との協力関係が不可欠であり、規制当局は、基準に基づく審査にとどまらず、どのような立地や設計にすれば容認されうるかの工夫等を積極的に助言すべきではないか。（濱田委員・安川委員）★ 	<ul style="list-style-type: none"> 委員からの意見、優良事例の形成状況、自然環境・景観保全との両立の観点を踏まえ、第2種・第3種地域で、自然環境の保全や公園利用に著しい支障を及ぼさないように、立地や設計で自然環境保全にも配慮した公益性の高い優良事例を積極的に容認する等の趣旨が明確になるよう基本的な考え方を変更する方向で検討してはどうか。 自然環境・景観保全と事業実施の両立を図るため、早期に案件形成や適地誘導、景観配慮等に関して環境省と事業者とが協議できるよう対応することが必要ではないか。